



13 環境省 (特区第10次 再々検討要請)

管理 下 番号	具体的事業を実現するために必要な措置(事項名)	該当法令等	制度の現状	提案の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	提案事項管理番号	提案主体名	制度の所管 関係官庁
130060	専らバイオマス系一般廃棄物を有効利用するために収集運搬する者に対する届出制の創設	廃棄物処理法第7条第1項	一般廃棄物のリサイクルについても、廃棄物処理法にのっとり、リサイクルを行う必要がある。	バイオマス系一般廃棄物(間伐材、農食用油粕を由来、発電等のエネルギー転換やBDF等の代替燃料に再生するため、NPOや地域活動団体がボランティアで継続的に収集運搬する場合においては、廃棄物処理法第7条に規定される市町村長の許可制度に替えて、より簡便な手段で市町村長が適正処理の観点から可否を判断し、支援なき場合には登録によりバイオマス系一般廃棄物の収集運搬が可能となる届出制とする。	バイオマス資源の有効利用を促進し、地球温暖化対策や循環型社会の構築を推進する。具体的には、間伐材や農食用油粕等の一般廃棄物系バイオマス資源の有効利用を促進するため、現行の一般廃棄物処理法にバイオマス系バイオマス資源有効利用収集運搬者届出制度(仮称)の新設を求める。これにより、経済的・時間的コストを要する許可取得が不要となり、NPO法人や地域的活動団体(自治会等)などの幅広いセクターの参加が促進され、地球温暖化防止に資する資源循環物のためのバイオマスの有効利用の環が拡がることが期待される。	廃棄物処理法上、一般廃棄物の収集運搬業は、適正な処理を確保するためその責を負う市町村長の許可制度下に置かれている。現在、NPO法人や地域的活動団体等のボランティア活動により、バイオマス系廃棄物を地球温暖化防止や循環型社会形成のため広く有効利用しようとする活動の芽が息吹きつつあるが、一定の経済性を確保しつつこれらの活動を行うとするボランティア活動団体も、市町村長が一般廃棄物処理法に定める届出制が必要とされており、多様なセクターによる幅広い収集運搬が進展しない状況にある。そこで、市町村長の管理監督が幅広いバイオマス系一般廃棄物の集積を促進させるため、専らバイオマス系一般廃棄物の収集運搬などによりのみ収集運搬しようとする者については、許可制度に替えて届出制度の法制化を強く求める。	C		右提案主体からの意見を踏まえ、広域的なりサイクルを効率的に推進する観点から、バイオマス資源の有効利用を促進する観点から、再度検討し回答された。			前回の回答で述べたとおり、一般廃棄物に係る市町村長の許可については、市町村が、処理責任が与えられるという立場から判断するものであるから、広域的なりサイクルを効率的に推進する観点から、これを不要とするは、現時点では、業の許可手続に係る負担軽減については、現行法において十分に達成可能であることから、提案主体におかれては、まずはこれらの制度の活用を図るべきであると考えられる。また、市町村長を推進する観点から、再度検討し回答された。	右提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答された。	前回の回答で述べたとおり市町村の再生利用指定制度により、収集運搬業の許可を不要とすることが可能であることは、十分承知しているが、現実問題として、関係市町村が申請等の窓口になることが可能か回答された。併せて、優良事例を情報提供することにより、上記のように都道府県が関係市町村と調整して当該指定制度を活用している事例を踏まえて、貴省の考えを明らかにされた。	1080030	兵庫県	環境省		
130070	自然公園区域における風力発電施設設置に係る規制の適用除外	自然公園法第13条第1項第1号 同法施行規則第1条第11項	自然公園区域における風力発電施設設置に係る規制の適用除外	平成16年に、風力発電施設の新築等に係る許可事項を定めることである。特別保護地区、第1種特別地域及び海中公園地区等の地域内で行われるものでないこと。風力発電施設が主要な風景地から展望する場合の景観に与えないものであること。風力発電施設が山稜線等を断る等眺望の対象に背かない支障を及ぼすものでないこと。野生動物の害又は生息地その他の風致及び景観の維持と重大な支障を及ぼすおそれがないこと。風力発電施設の色、形、周囲の風致又は景観と著しく不調和でないこと。風力発電施設の撤去計画が定められており、撤去後の跡地管理がなされることとなること。風力発電施設に係る土地の形状変更規模が必要最小限であると認められること。支障木の伐採が僅少であること。	本県では、平成22年度の温室効果ガス排出量を平成22年度から6%削減することを目標として地球温暖化対策を進めており、その対策のひとつとして、風力発電の導入による温室効果ガス削減を推進している。平成22年度までに10万kWまで増やす計画である。このため、よい風の条件の得られる自然公園区域において、大規模風力発電施設の設置を促進する。	兵衛庫下で風力発電の適地を求めると、そのかなりの部分が自然公園区域と重なる。本県の温室効果ガス排出量を削減の目標を達成するためには、自然公園内における風力発電施設設置を認めることが不可欠である。また、風力発電に適した風の条件が得られる場所は、丘陵地や風通しの利(海岸)が多いが、山の稜線上を除去し得る場所は、全体として風車の設置上においても周辺の風致・景観と調和することが多いと考えられる。このような周辺の風致・景観と不調和ない場合は、風致・景観に関する規制の基準適用を除外することにより、風力発電施設の設置を促進することができる。	C		優れた自然の風景地として国家的見地から保全上の意義を認められ指定された国立・国定公園においては、人為的な影響を極力抑制し、指定当時の風致・景観を維持する必要がある。このため、風力発電については、自然公園の保護や生物多様性の保全と地球温暖化防止への取組の両立を図るために平成16年に風力発電施設設置に係る許可基準を定めていること、周辺の風致・景観との調和に係る項目のひとつであり、他の項目にも合致する必要がある。このため、本許可基準に基づいて個々の案件ごとに慎重に検討する必要があるため、提案は認められない。	右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答された。	温室効果ガス排出量の削減対策が進まない中で、風の条件の良い場所に風力発電施設を整備することは有効な対策のひとつであり、自然公園の中での風力発電施設の設置については、他の工作物と違って基本的な認識を共有する方向で特別扱いすべきである。また、風量は、他の工作物と異なり、自然公園との親和性が高いという特性をもつ。これらのことを勘案して、自然公園内における風力発電施設の設置については、公益上必要かつその場所以外では目的を達成できない場合と同様に、景観に関する基準適用の除外を求める。	前回の回答のとおり、優れた自然の風景地として国家的見地から保全上の意義を認められ指定された国立・国定公園においては、人為的な影響を極力抑制し、指定当時の風致・景観を維持する必要がある。このため、風力発電については、自然公園の保護や生物多様性の保全と地球温暖化防止への取組の両立を図るために、平成16年に風力発電施設設置に係る許可基準を定めていること、周辺の風致・景観との調和に係る項目のひとつであり、他の項目にも合致する必要がある。このため、本許可基準に基づいて個々の案件ごとに慎重に検討する必要があるため、提案は認められない。	右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答された。	京都議定書で約束したわが国の温室効果ガス排出量の削減が一方向に進まない中、可能な限りのあらゆる温暖化対策を講じていく必要がある。このように状況において、風力発電施設については単なる景観を目的とした施設でなく、公園的な役割を担った施設として、その公益性を高く評価すべき時期にきていると考えられる。自然公園区域であっても、風車のある風景を、その土地の自然エネルギーを利用した地球温暖化防止を象徴する風景ととらえ、特別扱いして認めていくべきである。	1080040	兵庫県	環境省		
130080	地域バイオマスの利用施設に関する特区	廃棄物処理法第7条第1項、第8条第1項	一般廃棄物のリサイクルについても、廃棄物処理法にのっとり、リサイクルを行う必要がある。	地域バイオマス資源をエネルギーなどに交換し利用しようとする場合、その集積が廃棄物収集事業に限定される。燃焼施設の設置が制限される。立地が制限される。などの制約があるが、これらの制約を取り除くことにより利用を円滑に進める。	地域バイオマスの活用事業(バイオマスの交換利用事業)を実施する事業者に対して、次のような措置を講じ、廃バイオマスの有効収集の許可、当該施設の熱源として焼却施設を設置する場合、廃棄物処理施設と認め、当該施設の廃棄物処理施設等への立地手続を簡素化する	地域バイオマスの資源化(活用)については、廃棄物処理法以外の各種「ワナ」を持った事業者の導入が促進され、地域経済が活性化するとともに、一般廃棄物の削減や地球温暖化防止効果などが期待される。	C		廃棄物はもともとに扱われ、それが原因で環境保全上の支障を生じることが可能性を常に有しており、こうした可能性は再利用・再資源化が可能であることによっても否定されるものでないが、収集運搬又は処分に関する基準、施設設置に関する基準及び業許可に係る基準による制度的な管理下に置くことが必要である。したがって、一般廃棄物の処理を業として行う以上は、バイオマス資源の有効利用の推進という観点から、市町村長の許可を不要とする取扱いを認めることは適当でない。また、御提案にある「燃焼施設、又は「焼却施設」についても、廃棄物処理法施行令第1条第1項に定める一般廃棄物処理施設に該当する施設であれば、上記のような観点から、都道府県知事の許可の対象外とすることは適当でない。	本提案にもあるとおり、リサイクルを効率的に推進していく必要があるが、貴省としてどのようか回答が明らかでない。	御提案内容については、前回の回答で述べたとおり、これを認めることは困難である。なお、環境省においては、バイオマスの活用について、技術開発が促進され、バイオマスの活用が促進されるよう努める必要があること、バイオマス資源の有効利用を促進する観点から、再度検討し回答された。	御提案内容については、前回の回答で述べたとおり、これを認めることは困難である。なお、環境省においては、バイオマスの活用について、技術開発が促進され、バイオマスの活用が促進されるよう努める必要があること、バイオマス資源の有効利用を促進する観点から、再度検討し回答された。	御提案内容が温泉法(以下「法」)第10条の採取制限命令に関するものである場合は、都道府県知事の裁量により、1日当たりの揚湯量を定めて温泉の採取の制限を命ずることは可能である。仮に、法第9条の動力装置の許可に関するものであるとした場合、都道府県知事が許可の判断を行うに当たっては、まずは法第4条に規定する周辺の環境への影響等不許可事由の有無を確認し、その上で不許可事由を払拭するために必要な範囲で、設置する動力その他の構造や出力その他の装置の詳細など条件を付して許可することが可能であると解されている。御提案のとおり、自然環境局長の私的懇談会で「温泉行政の諸課題に関する懇談会」の報告書において、掘削の許可等の基準に係る内容については国が一定の考え方を示すことを含め、温泉資源保護に関する仕組み全体についての見直しが必要とされている。懇談会で指摘された論点については、11月から中央環境審議会が議論を行っていること。	右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答された。	現在の温泉法の議論は、地盤沈下、枯渇防止に関する観点から、揚湯及び揚湯量の確保に伴うエネルギー消費に関する観点から論じられていない。また、現状では温泉掘削時に動力容量を審査するのみで、揚湯量に規制をかける場合は、本来の掘削に即した規制容量を削減することも可能になる。現状の動力容量から揚湯量の規制に転換するためには、不防止のための新たな仕組みが必要であり、自治体では対応が難しい課題である。本件については、法定主義を重んじて国が率先してケーススタディを示すべき課題である。	1108070	社団法人日本ニュービジネス協議会連合会	農林水産省 環境省	
130090	温泉採水ポンプ(動力装置)の能力規制の見直し	温泉法第9条	温泉の揚湯量を確保するために動力を装置しようとする者は、都道府県知事に申請して許可を受けなければならないとされている(自治事務)(温泉法第9条)。都道府県知事は、地質の構造、泉源の状態、温泉の開発状況等それぞれ地域の実情を踏まえ、適宜必要に応じて揚湯量の制限などの附帯を併し、許可処分を行っているところである。	温泉を汲み上げる揚湯ポンプは、地盤沈下、温泉源を保護するため温泉法においてポンプ動力の容量を規制している。これを受けた都道府県条例などにおいて動力の容量を規制するところがある。これにより、衛生管理の向上と温泉成分の安定化を実現する。一定の揚湯ポンプの能力を上げインバー制御(変圧時最大、補給時少量設定)・揚湯量の規制措置をデジタル計測により実施する。これにより大幅な省エネルギー(地球温暖化防止)。衛生管理の向上と温泉成分の安定化を実現する。一定の揚湯ポンプの能力を上げインバー制御(変圧時最大、補給時少量設定)・揚湯量の規制措置をデジタル計測により実施する。これにより大幅な省エネルギー(地球温暖化防止)。衛生管理の向上と温泉成分の安定化を実現する。	揚湯ポンプの能力を上げインバー制御(変圧時最大、補給時少量設定)・揚湯量の規制措置をデジタル計測により実施する。これにより大幅な省エネルギー(地球温暖化防止)。衛生管理の向上と温泉成分の安定化を実現する。一定の揚湯ポンプの能力を上げインバー制御(変圧時最大、補給時少量設定)・揚湯量の規制措置をデジタル計測により実施する。これにより大幅な省エネルギー(地球温暖化防止)。衛生管理の向上と温泉成分の安定化を実現する。	本提案に係る動力の装置の許可事務は、都道府県知事の権限(自治事務)であるため、回答することはない。	E		貴省回答では都道府県知事の権限であるが、提案内容にある「日量規制」による採取制限を設けることは可能か回答された。また、都道府県知事が採取制限を設けるにあたり、「温泉行政の諸課題に関する懇談会」にも示されているとおり、掘削の許可等の基準に係る内容については国が一定の考え方を示すことを含め、温泉資源保護に関する仕組み全体についての見直しが必要とされている。懇談会で指摘された論点については、11月から中央環境審議会が議論を行っていること。	環境省権限でなく都道府県知事の権限であるためにエネルギーを浪費し地球温暖化防止の観点に逆行しており、安全衛生を低下しているのが現状であるため温泉法を改正すべきである。	提案内容が温泉法(以下「法」)第10条の採取制限命令に関するものである場合は、都道府県知事の裁量により、1日当たりの揚湯量を定めて温泉の採取の制限を命ずることは可能である。仮に、法第9条の動力装置の許可に関するものであるとした場合、都道府県知事が許可の判断を行うに当たっては、まずは法第4条に規定する周辺の環境への影響等不許可事由の有無を確認し、その上で不許可事由を払拭するために必要な範囲で、設置する動力その他の構造や出力その他の装置の詳細など条件を付して許可することが可能であると解されている。御提案のとおり、自然環境局長の私的懇談会で「温泉行政の諸課題に関する懇談会」の報告書において、掘削の許可等の基準に係る内容については国が一定の考え方を示すことを含め、温泉資源保護に関する仕組み全体についての見直しが必要とされている。懇談会で指摘された論点については、11月から中央環境審議会が議論を行っていること。	右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答された。	再生利用を大規模・安定的に推進するための施策が求められる。一方、処理施設の設置を巡る住民紛争が激化し、施設設置が非常に困難となっている中、生活環境の保全を確保しつつ再生利用を大規模・安定的に推進するため、ア)再生品が市場において確実に利用される製品となることにより、再生製品の利用を含め再生利用において生活環境の保全上の支障を生ずるおそれがないこと。イ)こうした再生品を生み出すためには、既存の生産設備を活用することが有効であり、その生産設備が、日常的な監視を要せずとも生活環境の保全が確実に担保されるよう安定的に稼働しているものであること。ウ)広域的かつ大規模に再生利用が促進されること、等が確保される場合においては、国の認定により必要及び施設設置の許可を不要とするといった規制緩和措置が必要と考えられる。再生利用認定制度が創設されることである。以上のような背景から、生活環境の保全の確実な担保が可能である生産設備等において、大規模に再生利用を推進することが再生利用認定制度の趣旨となっている。これらの趣旨を担保して生活環境の保全を確保するため、再生利用認定制度の対象物に要件を設け、また、再生利用認定制度に係る諸々の要件を定めているところである。御提案の内容は、上記再生利用認定制度の趣旨とは異なるものである。加えて、調整されるのは、再生利用認定制度の対象物の除外要件の「通常の保管状況の下で容易に取扱い、又は確保する等その性状が変化する」として生活環境の保全上支障が生ずるおそれがあるものに該当する。よって、再生利用認定制度の対象とすることは適切ではない。	右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答された。		1012601	株式会社トリリオン、社団法人日本ニュービジネス協議会連合会	環境省	
130100	焼酎排液からエタノールを抽出できる規制緩和	廃棄物処理法第9条の4及び第15条の4の2	リサイクルについても、廃棄物処理法にのっとり行う必要がある。	廃棄物処理法で規定されている「再生利用」に係る環境省の追加処置。排出と同時に処理するため再生利用、のなかの高濃度が発生しない。	酒造会社にプラントを設置することで、排液は高濃度となるが、アルコール分は工業用エネルギーとなり、排液の有機物は固形燃料化することが出来る。	本提案の趣旨が明確でなく、具体的な中身が不明であるが、係に再生利用認定制度についての御提案であれば、法令上にもあるとおり、再生利用を行うに当たり十分な生活環境の保全が担保されている必要がある。人材確保の困難な状況でその再生利用が成し遂げることが可能だと判断できない。なお、漁業者及び水利権者の同意等については、廃棄物処理法上一切関係しない事項である。	C		本提案の内容は、焼酎排液からエタノールを抽出する事業を行うにあたり、焼酎排液を再生利用認定制度の対象物に追加することを求めるものであるが、追加の可否について回答された。			再生利用を大規模・安定的に推進するための施策が求められる。一方、処理施設の設置を巡る住民紛争が激化し、施設設置が非常に困難となっている中、生活環境の保全を確保しつつ再生利用を大規模・安定的に推進するため、ア)再生品が市場において確実に利用される製品となることにより、再生製品の利用を含め再生利用において生活環境の保全上の支障を生ずるおそれがないこと。イ)こうした再生品を生み出すためには、既存の生産設備を活用することが有効であり、その生産設備が、日常的な監視を要せずとも生活環境の保全が確実に担保されるよう安定的に稼働しているものであること。ウ)広域的かつ大規模に再生利用が促進されること、等が確保される場合においては、国の認定により必要及び施設設置の許可を不要とするといった規制緩和措置が必要と考えられる。再生利用認定制度が創設されることである。以上のような背景から、生活環境の保全の確実な担保が可能である生産設備等において、大規模に再生利用を推進することが再生利用認定制度の趣旨となっている。これらの趣旨を担保して生活環境の保全を確保するため、再生利用認定制度の対象物に要件を設け、また、再生利用認定制度に係る諸々の要件を定めているところである。御提案の内容は、上記再生利用認定制度の趣旨とは異なるものである。加えて、調整されるのは、再生利用認定制度の対象物の除外要件の「通常の保管状況の下で容易に取扱い、又は確保する等その性状が変化する」として生活環境の保全上支障が生ずるおそれがあるものに該当する。よって、再生利用認定制度の対象とすることは適切ではない。	右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答された。	電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法は、電力事業者ごとに新エネルギー等の導入を義務付けており、本法に基づき地方ブロック単位を義務づけることは困難。そもそも、電力事業者に対する導入義務は一律の割合を課することとされている(現在電力事業者ごとに異なる義務割合を設定しているが、これは法施行前の新エネルギーの利用状況に応じた経過措置)。仮に全国一律で導入義務を課すとしても、電力会社の供給地は地域ブロックではない(四国において他の地域の電力会社やPPSが供給地である電力事業者が電力を供給することが可能であり、実際に供給しているPPSもいる。)、このように、本法において地域ブロック単位に義務割合を設定することは困難。仮に、電力会社が地域単位で義務割合を設定し、その地域の電力会社に対して特別に高い電力料金を設定しない限り、その地域の電力会社は電力料金を通じ他地域の電力会社により負担されることとなり、これは特区制度の趣旨からも適切ではないと見られ、	1111020	株式会社環境基礎研究所	環境省		
130110	新エネルギー等利用義務量の引き上げ(ソナー特区)	電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法第3条第4項、第4条	電気事業者(四国電力等一般電気事業者、PPS特定電気事業者)に対して、一定量の再生エネルギーで発電した電気を活用することを法律で義務付けている。電気事業者は、地域に問わず行うことができるため、どの地域で再生エネルギーで発電した電気を活用しても構わない。	電気事業者(四国電力等一般電気事業者、PPS特定電気事業者)に対して、一定量の再生エネルギーで発電した電気を活用することを法律で義務付けている。電気事業者は、地域に問わず行うことができるため、どの地域で再生エネルギーで発電した電気を活用しても構わない。	現行法から算出される再生エネルギー等利用目標量より引き上げ、地域独自の算定により引き上げる。	松山市は地球温暖化対策補助事業として、太陽光発電システム設置費補助、住宅用太陽熱利用システム設置費補助等を実施している。天候に恵まれ太陽光発電が盛んな地域であり、市民によるソーラーパネルの設置が進んでいる。この事業を円滑に推進するために、電気事業者が太陽光発電事業を積極的に長期にわたって購入することが必要である。しかし、各電気事業者に課せられた利用義務量については、パンクックにより現在大規模に超過達成されている。また、電気事業者によっては、今後利用目標量が超過できる見込みのなかで、再生エネルギーの種類によっては買取制限することも考えられる。これに対し、利用目標量の引き上げ(特拡大)によって、太陽光発電の買取の長期保証を促すものである。	C		電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法は、経済効果的な新エネルギーを導入するための地域に係る追加的コストを分担し、最終的には電気消費者に広くそのコスト負担を期待する制度である。その際、そもそも、電気事業者の需要地と供給地は、市の地域と関係なく存在するので、一定地域に限って義務割合を定めることは困難。また、仮に一部の地域に高い目標を設定し、導入を促進した場合、その導入促進に係る費用は他の地域を含めた消費者全体からの負担によってまかなわれるものとなり、不公平、このため、当該提案は特区制度になじむものではない。	右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答された。	新エネルギー等利用義務量は市単位ではなく(ブロック単位)である。現行制度でも四国エリアという地域に限定されている。これを市町村単位に決定することは困難。仮に、いづれにしても地域特性にあった特区制度にないものがあり、特区制度を極めて限定的に解釈することは困難である。地域特性を活かした将来のエネルギー確保という面から効果は大きい。	右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答された。	再生利用を大規模・安定的に推進するための施策が求められる。一方、処理施設の設置を巡る住民紛争が激化し、施設設置が非常に困難となっている中、生活環境の保全を確保しつつ再生利用を大規模・安定的に推進するため、ア)再生品が市場において確実に利用される製品となることにより、再生製品の利用を含め再生利用において生活環境の保全上の支障を生ずるおそれがないこと。イ)こうした再生品を生み出すためには、既存の生産設備を活用することが有効であり、その生産設備が、日常的な監視を要せずとも生活環境の保全が確実に担保されるよう安定的に稼働しているものであること。ウ)広域的かつ大規模に再生利用が促進されること、等が確保される場合においては、国の認定により必要及び施設設置の許可を不要とするといった規制緩和措置が必要と考えられる。再生利用認定制度が創設されることである。以上のような背景から、生活環境の保全の確実な担保が可能である生産設備等において、大規模に再生利用を推進することが再生利用認定制度の趣旨となっている。これらの趣旨を担保して生活環境の保全を確保するため、再生利用認定制度の対象物に要件を設け、また、再生利用認定制度に係る諸々の要件を定めているところである。御提案の内容は、上記再生利用認定制度の趣旨とは異なるものである。加えて、調整されるのは、再生利用認定制度の対象物の除外要件の「通常の保管状況の下で容易に取扱い、又は確保する等その性状が変化する」として生活環境の保全上支障が生ずるおそれがあるものに該当する。よって、再生利用認定制度の対象とすることは適切ではない。	1027090	松山市	経済産業省 環境省			